

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年5月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800429号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900022号

第1 結論

請求者のA事業所における平成26年6月13日の標準賞与額を66万1,000円とすることが必要である。

平成26年6月13日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年6月13日

A事業所に勤務し、産前産後休業期間中に支給された請求期間の賞与の記録について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された請求者の請求期間に係る賞与支給明細書により、請求者は、請求期間に当該事業所から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づく請求者の産前産後休業期間中(平成26年*月*日から同年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届は、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年8月9日に届け出られたことにより、オンライン記録によると、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の対象とならない記録となっているが、事業主から産前産後休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定により、当該産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、66万1,000円とすることが必要である。